

。昭和五十七年大蔵省告示第四十五号（信用協同組合の出資の総額が二千万円以上であることを要する市を指定する件）

改 正 案	現 行
協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第一条第一号の規定に基づき、人口五十万以上の市でその市に主たる事務所を有する信用協同組合の出資の総額が二千万円以上であることを要するものを次のように指定し、昭和五十七年四月一日から適用する。 一〇十九（略） 二十 熊本市	協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第一条第一号の規定に基づき、人口五十万以上の市でその市に主たる事務所を有する信用協同組合の出資の総額が二千万円以上であることを要するものを次のように指定し、昭和五十七年四月一日から適用する。 一〇十九（略） （新設）